

新させぼっ子未来プラン(仮称) ~各事業の今後の方向性~【☆:新規、○:拡充、□:維持、△見直し】

番号	頁	頁	事業内容	今後の方向性			
1	23	子どもの健康管理への支援	ア) 妊娠中の支援	安心して出産に臨むことができる環境づくり	妊婦が安心して出産に望めるように、妊婦健康診査の助成や必要な情報発信を行います。あわせて、仲間づくりを促進するため交流の場を提供します。	□	
2	24			①安全で健やかな妊娠・出産への支援	父親の育児参加機会の促進	妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりをめざして、父子健康手帳の見直しを行うなど、父親の育児参加を進めます。	○
3	25			イ) 不妊への支援		不妊治療による出産の不安軽減を図るため、心のケアに取り組みます。不妊治療への経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成(県事業)の適切な進達を行います。	□
4	26			ウ) 離島地域への出産支援		離島地域の妊婦が安心して出産できる環境づくりを進めます。	□
5	27		②乳幼児健康診査体制の充実		発達の心配がある乳幼児の早期発見と育児不安の軽減を図るため、乳幼児健康診査を行います。また、必要に応じて育児相談支援を行います。	□	
6	28		③健康診査フォローアップ体制の充実		乳幼児の健やかな発達と保護者の育成支援のため、健康診査において発達の心配のある幼児等について、子ども発達センターの受診等必要なフォローを行います。	□	
7	29		④家族計画指導		母体保護の観点から、人工妊娠中絶などについて、乳幼児健診等の機会を利用し家族計画指導を行い、意識啓発に努めます。	□	
8	30		⑤家庭訪問による支援	ア) 乳児家庭全戸訪問	家庭訪問員の資質の向上を図るため、専門家による研修や訪問員相互の研修を行います。	□	
9	31			イ) 訪問指導	出産や育児不安等の軽減を図るため、助産師・保健師が連携し、家庭環境等の状況に応じて訪問指導を実施します。	□	
10	32			ウ) 養育支援家庭訪問	助産師・訪問支援員によるサポートを行い、自立に向け家庭内で適切な養育環境が継続できるよう支援を行います。	□	
11	33		⑥事故予防・SIDS予防		乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査など様々な機会を利用して、継続的な啓発・周知活動を行います。	□	
12	35	子どもの心とからだの安らかな発達を促進と育児不安の軽減	①子どもに関する総合相談窓口(子ども子育て応援センター)	子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、相談員の質の向上に努めるとともに体制の充実を図ります。	○		
13	36		②児童虐待の未然防止	児童虐待の未然防止の観点から、虐待に至る恐れのある要因(保護者側のリスク要因・子ども側のリスク要因・養育環境のリスク要因等)について、保育所・幼稚園・学校等の関係機関とともに確認や情報共有を行い、早期対応・問題解決に向けて継続して対応して行きます。	○		
14	38		③幼児期・思春期における「いのちの教育体制」の促進	幼児期から「いのちのお話会」を実施する等、いのちの大切さや自分が大切な存在であることの理解を促進します。	□		
15	39		④子育てサポーターの養成	子育てサポーターの確保を図るため、子育てサポーター養成講座を開催します。また、講座修了者に対するフォローアップ研修を行うなど、継続したサポーター育成を行います。	□		
16	40		⑤子育てへの経済的支援	ア) 福祉医療制度	対象年齢の拡大等の制度改正については、他自治体の動向を注視するとともに、長崎県福祉医療制度検討協議会においてその必要性の協議を継続します。	□	
17	41			イ) 児童手当・児童扶養手当	法定受託事務については適宜適切に実施します。	□	
18	42	ウ) 保育料軽減		未就学児を持つ保護者のニーズに対応し、市独自の保育料軽減を行います。	○		

新させばっ子未来プラン(仮称) ～各事業の今後の方向性～【☆:新規、○:拡充、□:維持、△見直し】

番号	頁	頁	事業内容	今後の方向性			
19	44	子どもの発達支援 子どもを安心して産み育てる環境の充実	①障がい児支援	ア) 子ども発達センターと地域での障がい児支援	障がいや、発達に心配がある子どもの相談に対応し、必要に応じた子ども発達センターの受診やサービスにつなげるように支援します。また、スタッフの充実を図り、より多くの相談に対応できるよう努めます。	○	
20	46			イ) すぎのこ園での障がい児支援	子ども発達センターとの連携を強化しながら、障がい児支援の質の向上に努めます。また、「すぎのこ園」に通っている児童が、希望に応じて円滑に幼稚園・保育所・認定こども園等に通えるよう関係施設との連携を図ります。	○	
21	47			ウ) 保育所・幼稚園等における障がい児等の受入れ推進	職員の知識・経験の向上を図るため、幼児教育センターにおいて子ども発達センターや「すぎのこ園」との連携を強化し、職員研修を開催します。また、インクルーシブ教育・保育など、新たな取り組みについても検討します。私立保育所に対しては、充実した保育環境の整備を図るため、受け入れ施設への補助の継続に努めます。	○	
22	50	地域における子育て支援の充実	①子育て支援拠点の充実	ア) 地域子育て支援施設の展開	地域子育て支援センターでの支援	地域子育て支援拠点の利用者は今後も増加するものと想定されます。「認定こども園」の増加が見込めることから、現在の地域子育て支援センターとの役割分担を考慮してニーズの増加に対応します。	□
23	51			ア) 子育て講演会・イベント等の開催	地域による子育て支援の意識高揚を図るため、地域に向けた子育て講演会・孫育て講座等のふれあいイベントを開催します。	□	
24	53	地域における子どもと子育て支援	①児童健全育成施設の改変	ア) 児童センター・児童交流センターの利用	環境の変化に対応するため、児童センターのあり方については、放課後児童対策等も含め、一体的に検討を進めます。	△	
25	54			②地域の児童健全育成の取り組み支援	地域による児童健全育成の取り組みを広げていくため、冒険遊び場(プレイパーク)など地域での活動の支援を進めます。子どもと保護者、市民が集まりやすい屋内型遊戯施設の有効性について研究します。	□	
26	55			③食育の推進	離乳食講座や実習などを通して食育の推進に努め、健全な食習慣や子どもの健やかな発達を推進します。	□	
27	57	子育て援助体制の充実	①ファミリーサポートセンター		利用しやすい環境をつくるため、依頼会員と提供会員の交流会の開催などの新たな手段を研究します。また、情報発信を強化することにより制度の周知も進めます。	□	
28	58			②子育て支援サークルのサポート	サークル活動の充実や相互間の交流促進による活性化をめざして、各種講座等の開催や情報発信を行います。	□	
29	61	子育てと仕事の両立支援	①幼児教育・保育施設等の充実	ア) 幼児教育・保育施設等の整備	幼児教育・保育需要に対する確保方策の適正な実践に努めるとともに、老朽化した施設の計画的な改修を進めます。	☆	
30	62			イ) 施設型給付・地域型保育給付	施設型給付・地域型保育給付は保護者に対する個人給付を基礎としていますが、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組み(保護者へ給付する額を施設へ)とされています。各幼児教育・保育施設においては、職員配置基準の改善等、質の高い教育・保育の提供を行い、教育・保育環境の整備を進めます。	☆	
31	63			ウ) 離島等の子育て支援	児童福祉法において市町村は保育を行うか、保育を確保するための措置を講じなければならないとされているため、一人でも対象となる児童がいる場合は、財政的支援も視野に入れた効率的な手法による対応を進めます。	□	
32	64			エ) 認可外保育施設の支援	幼児期の保育の質の向上を図るためにも地域型保育事業等への認可を促します。また、児童の健やかな成長を目的とした支援について研究します。	□	
33	66			②時間外の保育	ア) 延長保育・夜間保育	子どもたちの健やかな成長のため市民ニーズを考慮しながら、現在の延長保育事業の継続的な実施など、真に必要とされる支援を行います。	□
34	67		イ) 休日保育	地域バランスを考慮し、市内全域で均衡のとれたサービスの適切な提供に努めます。	□		

新させぼっ子未来プラン(仮称) ~各事業の今後の方向性~【☆:新規、○:拡充、□:維持、△見直し】

番号	頁	頁	事業内容	今後の方向性		
35	68	子育てと仕事の両立支援	幼児教育・保育サービスの充実 ③一時預かり	新制度による幼稚園型の一時的預かり事業と現行の保育所一時預かり事業について、新制度への円滑な移行を進め、新たに創設される類型（訪問型・余裕活用型など）については、市民ニーズの動向を見ながら必要性を研究します。	☆ ○	
36	69		④病児保育	乳幼児の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育を継続的に実施します。また、平成26年度に1か所開設したことから、本計画期間（5年間）の中で利用状況とニーズ量の推移を見ながら、より市民が利用しやすいサービスとなるように研究します。	□	
37	70		⑤その他の子育て支援	看護師等配置促進を継続して実施することにより、保護者が安心して就労できる環境づくりを進めます。	□	
38	72	留守家庭児童の居場所づくり	①放課後児童クラブ	ア) 放課後児童クラブ イ) 放課後子ども総合プラン	新たな放課後児童クラブの開設等により市民ニーズに対応します。また、新たに制定した条例に基づき、職員配置の充実や施設環境の整備などサービス水準の向上を目指します。	○
39	74		①ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方や父親の育児参加の意識高揚を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するための取り組みを強化します。あわせて、子どものための休暇取得を普及促進する等、子育てしやすい社会の実現のために、企業、保護者、一般市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座を開催します。	○	
40	76	事業者の子育て家庭に対する理解促進	①ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方や父親の育児参加の意識高揚を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するための取り組みを強化します。あわせて、子どものための休暇取得を普及促進する等、子育てしやすい社会の実現のために、企業、保護者、一般市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座を開催します。	○	
41	80	幼児教育の充実	「た多様な就学前教育の拠点とし た幼児教育センター」を推進	①幼児教育・保育全般に関する調査・研究	幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、特別支援教育や保幼小連携に関すること等、適切な研究テーマの企画・立案や、調査・研究方針の調整を行います。	○
42	81		②幼児教育・保育の質の向上	佐世保市保育会や私立幼稚園協会等関係団体と連携して、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設へ研究結果の情報を発信します。研修内容や実施方法等を検討し、幼児教育保育に関する研修拠点となるように努めます。	○	
43	82		③保幼小連携の推進	保幼小連携推進会議や関係団体との連携を深めることによって、全市的な取り組みとして保幼小連携を推進します。	○	
44	83		④特別支援教育の理解	特別支援教育について理解を深めるため、特別支援学校や子ども発達センターなど関係機関との連携を図ります。特別支援教育講座の開催回数を増やし、個別教育支援計画の作成など特別に支援が必要な幼児に対する具体的な支援方法を学ぶ機会をつくります。	○	
45	86	計画推進のための包括的サポート	情報発信	①利用者支援	インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジン・等）や紙媒体（広報させぼ・パンフレット・等）などの多様な媒体を活用するなど、きめ細かな情報発信を行います。	○
46	87		①利用者支援	子どもやその保護者、妊娠している方等のニーズに基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援等を円滑に利用できるような、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めます。	☆ ○	
47	89	計画の推進状況管理	①子ども・子育て会議による進捗管理及び計画の着実な実行	「子ども・子育て会議」において、本計画策定後も各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し（PDCAサイクルの実践）を行いません。	☆	